

千葉県中央会会員組合の組合員の皆さまへ 平成23年度「千葉ものづくり認定製品」の公募について

県では、中小企業が中小企業が開発・製造する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、広く情報発信するとともに、製品の販路開拓を支援しております。この度、平成23年度第2回目の「千葉ものづくり認定製品」の公募を行いますので、以下の要領及び応募案内を確認の上、ご応募ください。

◆ 応募受付期間：平成23年10月28日（金）～平成23年12月15日（木）

応募資格及び対象製品	
①応募資格 県内に本社又は事業所を有する中小企業であって、製造業・情報通信業に該当する方 ①対象製品 県内で開発又は生産された工業製品であって、次のすべてに該当する製品。ただし、食料品、飲料、医薬品等は対象外とします。 1. 最終製品（原料、資材、中間組立品、加工技術、サービス等を除く）ただし、部品及びソフトウェアについては、 （※）注1、2の条件により対象とします。 2. 自社製品（輸入品や生産委託品を除く） 3. 新製品（製品化後、概ね3年以内であること）	※注1 ソフトウェアの取り扱いについては以下のとおりです。 1. 対象とするソフトウェア ものづくりに直結するものと認められるもの （例）バイオ分野等の分析ソフト、CAD / CAM、画像解析ソフト等 2. 対象外とするソフトウェア ゲーム、ワープロ、給与・会計、Web ブラウザ、画像編集、顧客・在庫管理、情報通信（携帯電話等）、ビル管理、ナビゲーション等のソフトウェア ※注2 部品については次の全ての要件に該当するものに限ります。 1. 特定会社の受託製品（OEM 生産）又は受注製品でないもの 2. 国内又は国外市場へ流通するもの 3. 国内又は海外特許の取得又は申請等客観的な技術特性が認められるもの
資格・要件等に関する詳細については、県の担当窓口にお問い合わせください。	
認定基準	
主として以下の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。	
①新規性・優位性 ・独自の技術やノウハウに基づいて開発、生産された製品であるか ・従来製品と比較して、機能や特性等の面で高い優位性があるか ・特許を保有するなど高い新規性が認められるか ②市場性 ・市場や顧客ニーズに十分対応した製品であるか ・対象となる市場の成長性・将来性は高いか ・市場において、性能・価格等の面で競合優位性はあるか ③信頼性 ・製品の生産管理、品質保証体制は十分か ・製品の安全性や環境負荷低減への配慮がなされているか ・経営基盤が確立されており、経営状態は良好であるか	
応募方法	
主として以下の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。	
1. 認定申請書（様式第1号） 2. 申請調書（様式第1号別紙） 3. 誓約書（様式第2号） 4. 定款 5. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 6. 直近の確定申告書（決算書、付属明細書を含む） 7. 参考資料（会社案内、製品パンフレット、特許関係資料等） ※申請書様式は、県 HP よりダウンロードが可能ですのでご利用ください。	
申込及び問い合わせ先	
千葉県 商工労働部 産業振興課 産業技術室 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話：043-223-2718 ファックス：043-222-4555	

◎詳しくは千葉県HPをご覧ください（<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/boshuu/2011/h23-2koubo.html>）